慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	高齢者福祉の歴史的展開について
Sub Title	A study on the historical advancement of elderly welfare
Author	稲葉, 光彦(Inaba, Mitsuhiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.1 (1996. 1) ,p.323- 338
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	向井健教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960128-0323

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高齢者福祉の歴史的展開について

稲葉光彦

我が国の高齢者福祉関係法は、大陸の儒教的精神を受け継いだ律令の時代より見られ、為政者側に福祉政策を考慮するだけの精神的・経済的余裕のなかった中世期を除けば、今日に至るまで行われているが、いうまでもなく時代や地域によりその対象や内容には精粗・濃淡があり、齢を重ねた者と社会との関係の複雑さを物語っている。しかし、年齢とともに蓄積された多くの経験や人間性は、より成熟した社会を築き上げるために不可欠のものであり、それらが正しく次世代に継承される環境を整備することは、時代の如何を問わず最も重要な問題の一つであると思われる。向井健先生は、その豊富な御経験と緻密な御研究により、常に私共に適切な御指導を与えて戴き、こうした努力と経験の蓄積・伝授こそが次代の社会や学問を繁栄させる礎になることを、身を以て示して下さった。この度、先生の御退職に際して高年者福祉に関する本稿を献じ、学恩の幾分にか答えんとする次第である。

一

我が国の高齢者福祉政策の展開に付いて考察するにあたり、当該政策の対象年齢について着目すると、まず養老

「戸令」鰥寡条には、

凡鰥寡。孤独。貧窮。老疾。不能自存者。令近親収養。若無近親。付坊里安恥。如在路病患。不能自勝者。当界群司。収付村里安養。仍加医療。并勘問所由。具注貫属。患損之日。移送前所。

とあって、同条の救済対象になりうる鰥寡以下の具体的な状態が説明されているが、その中で「鰥」「寡」及び「独」「老」の四種が高齢者福祉の対象者であり、それらの定義を義解等の解釈によって示せば、「鰥」は六一歳以上で妻のない者、「寡」は五〇歳以上で夫のない者[1]を指す。また「独」は六一歳以上で子のない者[2]、「老」は六六歳以上の者[3]ということになる。ただし同条集解「或説」は、「不能自存、謂鰥寡以下老疾以上、不能自存者、就中、如有可得自存者、不入此条。」として、鰥寡以下老疾以上に対し自活不能であることを要件として求めているので、同条による福祉の恩恵を被り得る年齢は、自活不能な状況にある六六歳以上の者[4]であり、更に別途の要件を設けて、妻或いは子の無い者は六一歳以上、夫が無い者は五〇歳以上という対象年齢の引下げを行っているのである。

これに対し、例えば天平十年の『周防国正税帳』[5]には、

依天平十年正月十三日　恩勅、賑給高年及鰥寡惸独疾疹不能自存者之徒、合参仟貳佰漆拾貳人、穀捌佰参拾漆斛、（九十歳一人二斛、八十歳廿七人別一斛、鰥十六人別六斗、鰥廿六人、寡卌三人、合六十九人別五斗、鰥六十九人、寡二百三人、独廿一人、惸一百二人、合三百九十五人別四斗、寡二百九人、惸一百九十一人、独三百九人、病者一百卅七人、合八百卅六人別三斗、惸一百廿人、独一百一十四人、病者八百廿八人、窮乏五百卌一人、合一千六百三人別二斗、窮乏三百一十五人別一斗）

とあり、また天平十一年の「出雲国大税賑給歴名帳」[6]にも、

神門郡高年已下不能自存以上、惣伍佰貳拾壹人、賑給穀貳佰伍拾斛参斗
（九十歳二人〃別一斛、八十歳廿三人、鰥十五人、寡三百卅四人、惸九十人、独一人、并四百六十三人〃別五斗、不能自存五十六人〃別三斗、）
（下略）

として、「窮乏」や「不能自存」を鰥・寡・惸・独などと同様、明らかに独立した救済対象として扱っていることが見えるので、高齢者に対する賑給は純粋に年齢のみを考慮して実施されていたことを知り得る。更に、詳細は後述するが、「侍丁」と呼ばれる看護人給付制度に於いては、高齢者の対象年齢を八〇歳以上に設定しており、[7] これらのことから、律令は、他に要件を設けず直接救済を実施すべき高齢者の年齢として、八〇歳以上を念頭に置いていたことが窺えよう。

又、律令は基本的に良賤の身分と年齢及び性別によって班田制や負担体系を構築しているが、その中での高齢者の位置づけは次の通りである。即ち口分田の班給については最低年齢の定めがあるのみで別段年齢による増減はないものの、負担側は調・庸・雑徭・兵役の何れもが年齢を中心とした区分を行っており、六一歳以上六五歳以下の良民男子を指す「老丁」の場合、調・庸は「正丁」と称される青年男子の半額とされる、[8] 六六歳以上の者は不課口とされた。[9] また「老丁」以上は兵役の該当者から除外されている。[10]

以上から、我が古代国家に於ける高齢者保護・優遇策の対象となる年齢は比較的明瞭に規定されており、身柄の収容・安恤並びに税負担に関しては、まず六五歳を境界とし、[11] 以下は年齢・性別・状況に応じた対応がなされていたと見られるが、賑給や看護人給付という積極的な助成を高齢者に実施する際の対象年齢は八〇歳以上とされていたことが判るのである。

次に、中世国家に於ける福祉対象高齢者の年齢に関しては、他の救済政策同様、福祉制度自体の存在を確認することすら容易ではないのが実状で、詳細を知ることは難しい。そもそも古代に於ける福祉政策は律令の規定する公地制および租庸調制に立脚したものであり、これらの消滅した中世国家では、福祉関係法も大幅に後退せざるを得ず、組織的かつ恒久的なものとは全く影を潜め、非体系的・臨時的かつ局部的なもののみが目立つようになったのである。その理由は恐らく、慈恵的窮民救助を為政者必備の徳の一つと考えるような古代国家の儒教的君主観が喪失し、加え

てうち続く政情不安の結果、朝廷・幕府とも福祉政策の余裕を失った等のことによるものと考えられよう。[12] しかし近世に至って、土地・人民支配の円滑かつ効果的な遂行を目途として、再び為政者が徳治や人倫の体裁のもとに福祉政策を実施しているので、[13] その幾つかを見ると、まず幕府の高齢者福祉に対する方針が現れているものとしては、文久二年に、

養老之儀ニ付申渡

新革屋町　　定次郎

名主　　外二百三十人

此度出格之御改革被仰出候ハ、深き御仁意も被為在候儀ニ候処、積年之流弊有之事故、両三年中ニ普く御徳化之及候様ニも相成間敷歟、就而ハ極老之もの共、若其内相果、御仁恵ニ相洩候ものも有之候而ハ、歎ケ敷、且養老之儀ハ、風俗を厚く為致候第一之儀にも有之、旁今度江戸京大坂を始、遠国奉行支配所并諸国御代官所御預所共、諸民八拾歳以上之もの江、御銭可被下旨被仰出候間、御府内町人共之分、先達而其方共より取調差出候、七百九拾弐人之もの共江、鳥目三貫文ツゝ被下候間、当人共呼出、其段可申渡処、何れも極老之儀、中にハ病気又ハ歩行不自由之ものも可有之候間、其方共江申渡候ニ付、右御趣意之趣、難有相心得、銘々支配限り不洩様、当人共江篤と申聞、御銭頂戴為致候上、可届出、

戌閏八月

として、「養老之儀ハ、風俗を厚く為致候第一之儀にも有之」とのことから、江戸・京・大坂の町人をはじめ天領の諸民のうち八〇歳以上の者に銭の支給を実施していることがみられる。[14] なお右の文書によれば、その支給額は三貫文ずつとされており、本人への直接支給を原則としたが、病気・歩行不能等により出頭できないものについては、名主を経由して受給せしめ、かつ領収証を提出させたようである。

また町方に於ける平常時の救済としては、寛政四年五月二十一日、町名主・家守らに対して「窮民御救起立」[15]を発

している。即ち、

窮民御救起立

総町々
名主
家主共

一、七拾歳より以上ニ而、夫并妻にわかれ、手足之働も不自由ニ而、やしなわるへき子も無之、見継可遣ものもなく、飢にも可及もの。
一、拾歳位より以下ニ而、父母にわかれ見継可遣もの無之類。
一、年若ニ候共、貧賤なるもの、長病ニ而見継可遣ものも無之、飢にも可及類。右箇条之類ハ、町役人共得と糺候而、柳原籾蔵会所江、其町々名主印形書付を以、家守共より可申出候。去年触置候通、町々積金之内ニ而、右之通、実之難儀成者江ハ、手当可渡遣候。
右之趣、町々名主家守共、不洩様可申通候。
五月廿一日

として、町会所による都市窮民[16]の救済を実施したのであるが、その中に「七拾歳より以上ニ而、夫并妻にわかれ、手足之働も不自由ニ而、やしなわるへき子も無之、見継可遣ものもなく、飢にも可及もの」とある如く、七〇歳以上の者を対象としつつも、更に無縁・身体不自由等々による生計不能という要件の具備を求めている。

一方、村方に対しては、例えば元禄十一年の『下総邦葛飾郡三堀村五人組帳』前書[18]に、

一、年寄て子もなく、幼少にて親におくれ、或後家になり、或片輪になり、長病なと致、寄所なきもの、又ハ独身之百姓或煩ひ、或人手間無之、耕作成兼、身上衰へ、難立者ニ候ハヽ、一類共ハ不及申、名主・五人組心合、引立可申事。

と見える如く、五人組或いは村落内の相互扶助による救済を命じているが、救済対象者を年齢で区分するような規定が盛り込まれていないのは、共同体に無限の救済責任を強いるものであるが、自己の責任範囲外に押し出した救済に

対する為政者の一種の無関心さが現れたものでもあろう。これに対し郡代・代官ら天領支配のため現地にあった地方官は、より現実的かつ具体的な対応の指針を設けており、『勤要集』在陣心得并帳面類之事[19]には、

一、夫食米拝借之事

是者夫食拝借者無利足ニ而翌年五ヶ年賦返納也、壱人宛凡左之通

貸渡高

米（男弐合／女壱合）

から麦（男四合／女弐合）

黍稗（男八合／女四合）

御勘定所御定者（米壹合ニ／麦弐合／雑石者八合ニ／替候よし）

但、六十歳以上十五歳以下之男者女扶持也、三歳以上者人数不可

という、食用米穀の無利息貸付基準として六十歳以上の男へは「女扶持」、即ち半額とすることを規定した心得などが見られる。

また、飢饉時に於ける対応としては賑給などが実施されているが、高崎藩の例では、

天明二年寅年被　仰出候例

一、村々九拾九歳以上之者え　御扶持方　壹人扶持

但、男女差別無之事、

右は、不拘貧富ニ、存生之内被下候之事、

天明七未年

寛政二戌年之例

無便老人

一、孤独之者　男壹人ニ付壹ケ年麦貳俵

女壹人ニ付壹ケ年麦壹俵半

癈疾片輪者

但、孤独之者、男女共拾五歳迄、老人癈疾片輪者、存生之内被下候事、

右は、何れも貧窮之飢え、近キ親類等無之、無拠者え被下候事、

天明四辰年之例

一、飢人御救左之通

一、七歳未満之者　　鐚百文

一、八歳以上　　同貳百文

一、拾五歳以上　　同三百文

一、六拾壹歳以上　　同貳百文

右は、格別之変災等ニて米穀高直ニ付、飢人多分有之候節、被下候事

一、村々困窮之者当座御救左之通り、

一、六拾壹歳以上　　女扶持一日麦五

拾五歳以下之者　　合ツゝ三十日分

但、五歳以上之者え被下候事、

一、拾六歳以上　　一日麦壹升ツゝ

六拾歳迄之者　　日数右同断

一、女　　一日麦壹升ツゝ

日数右同断

但、五歳以上之者え被下候事、

右は、極貧之者夫食等差詰、無拠願出候節、被下候事、

寛政四子年之例

但、極貧之者、又ハ病気之者えは、事宜ニより壹人ニ付麦壹俵ツゝ被下候事、

として、年齢別の麦銭支給を行っており、[20]その高齢者側の区分は六一歳以上として、一六歳から六〇歳までの者より若干減じた対応をしている。しかし九十九歳以上の者には貧富・性別に拘わらず一人扶養の支給を実施していることは注目に価しよう。

以上の様に、幕府や各藩に於ける高齢者対策の対象年齢は必ずしも一定しておらず、しかも天保四年七月には、

一、鰥寡孤独ノ者江、是迄者老養扶持被下来候処、向後九拾歳以上之者有之願出候共御手当米不被下旨仰渡奉畏候、依之御受申上候、以上、

七月

として、従来高齢者に対して行われて来た「養老扶持」の支給について、以後、九〇歳以上の者をその受給対象より除外していることなどを見れば、[21]幕藩体制の経済的基礎構造を支える程の労働力ではない老齢者層に対する福祉政策は、直ちに再生産に繋がらないこともあり、為政者としてその保護・援助の必要性を感じたとしても、現実には主として親族縁者の孝養心や地域社会等の相互扶助精神に委ねるか、或いは格別治安の維持に必要な場合にのみ積極的な政策をとることが多く、福祉政策における高齢側の年齢区分を云々する様な状況には程遠かったことが知り得よう。

これに対し、維新後の明治七年十二月八日に布達された「恤救規則」[22]では、

一、同独身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米壱石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文に準シ給与スヘシ

として、独身で七〇歳以上の重病あるいは老衰者で営業不能の者に年米一石八斗を給し、また当該人が非独身者であっても他の家人が七〇歳以上または一五歳以下である場合、本人の状況に応じて右に準じた救助を行うことを定めている。[23]即ち七〇歳を区分年齢として高齢窮民の救助を行おうとしたのであり、これは、六五歳以上の老衰者が貧困のため生活不能の場合、状況により居宅救護や収容救護を行うことなどを定めた「救護法」が、昭和七年一月に施行[24]さ

れる迄継続した。

(1) 同条義解疏文に、「六十一以上而無妻為鰥也、五十以上而無夫為寡也、」とある。これに対し「戸令」三歳以下条義解には「不限年之長幼、皆為寡也、」と記されているが、本条は対象範囲の拡大防止の配慮をしたものであろう。

(2) 同条義解疏文に、「謂、十六以下而無父為孤也、六十一以上而無子為独也。」と在る。

(3) 同条義解疏文に、「六十六以上為老也、」と在る。なお「戸令」三歳以下条は「六十一為老、六十六為耆。」と定義している。

(4) 同条集解所引「跡」記は、「貧窮一、老一、疾一、不能自存者、謂上七色人、凡皆惣云貧窮而不能自存而已、但給侍之色、不在此例、」として、「不能自存」を鰥寡以下老疾以上の七者についての要件であると考えると共に、救済を要すべき自活不能者は当然貧窮であるとの理解から、要件を構成する要素を「貧窮」かつ「不能自存」とし、また「老謂六十一以上、七十九以下也、八十以上即給侍人也、」として、戸令給侍条の規定をもとに侍丁給付の資格がある者は除外するとの意見を述べている。これに対し「朱」記は、鰥寡以下の救済対象について、「鰥寡孤独之人、貧窮不能自存、又老疾之人、不能自存、総六事歟何、」として、鰥寡孤独および老疾の六者に分類し、前四者の付帯要件として貧窮かつ不能自存たることを、後二者には不能自存たることを各々求めている。このように集解の明法各説は「不能自存」を鰥寡以下の者に求める要件とする点で相違をみない。

(5) 『大日本古文書』編年文書一―一三〇頁。

(6) 『大日本古文書』編年文書一―二〇一頁。

(7) 「戸令」給侍条。

(8) 「賦役令」調絹絁条。

(9) 「戸令」戸主条。

(10) 「軍防令」兵士簡点条。

(11) ただし『続日本紀』によれば、天平勝宝九歳四月に問民苦使の収集した情報に基づき中男および正丁の下限年齢を各一歳引き上げて課役の軽減を図ったことを承け、天平宝字二年七月には老丁ならびに耆老の下限年齢を各一歳引き下げて、それぞれ六〇歳、六五歳としたことが見える。

(12) 拙著『窮民救助制度の研究』(慶應通信刊)を参照されたい。

(13) ただしそれらは基本的に農民支配と治安の維持が目的であり、しかも極力幕府財政を傷めぬことを前提としていたため、町方や村方の相互扶助や宣伝効果を狙った報償など、福祉本来の姿とは程遠いものであった。
(14) 『徳川禁令考』前集第五、巻四十八、江戸市中法度三一四四所収、文久二年閏八月附触書。
(15) 『徳川禁令考』前集第五、巻四十八―三一四三。
(16) 江戸町方社会の貧困問題は、吉田久一氏も『日本貧困史』に於いて指摘する如く主として村落からの流出者および都市居住者の下落によって形成されたものであり、失政のほか、飢饉・物価騰貴・火災・疫病の蔓延などは、直ちにこれらの窮民層の拡大に繋がると共に、社会不安惹起の原因ともなった。従って幕府は、こうした都市窮民に対して各種の直接的経済援助を与えたほか、授産・帰農等を奨励して、窮民層自体の解消を促したのであつた。
(17) その財源は町会所積金、即ち町入用の倹約によって捻出したものであり、幕府もこれに援助金を支出してはいるが、主として町方の相互扶助に依らしめたのであった。
(18) 野村兼太郎氏は『五人組帳の研究』一四頁。
(19) 『江戸幕府郡代代官史料集』一〇八頁。
(20) 『高崎藩・郡方式』。
(21) 『代官触留』巻四、御請条。
(22) 太政官達第一六二号（『太政類典』第二編第一三七巻一一）。
(23) 恤救規則の成立過程については小川政亮氏「恤救規則の成立――明治絶対主義救貧法の形成過程――」（『戸籍制度と「家」制度』）が詳しい。
(24) なお同法の制定は昭和四年四月である（法律第三九号）。

二

次にこれら高齢者に対し如何なる福祉政策が各期に実施されたのかに付いて見ることとするが、それらは大凡、経済的助成・法的責任の軽減・身体的補助・精神的支援の四種に大別出来よう。

まず経済的助成に付いては、律令期に定時及び臨時の「賑給」と呼ばれる救援米穀の支給があった。これは自然災害等による窮民の発生などに対して、国司・郡司による実態調査を承けて賑給使が現地派遣され、国司等の報告内容を検分した後に賑給の実施を発令するというもののほか、「其行幸路傍百姓窮困者賑恤、長老者賜者、」[1]とあるように、朝廷の徳恩を示すためにもしばしば行われた。また平安中期以降は賑給制度も定期的な年中行事の一つとして儀式化し、十世紀半ば頃には毎年五月に定時賑給が行われている[2]。

近世にも、自活不能の高齢者に対するこうした穀銭類の支給は、前述の如く町方・村方を問わず実施されているものの、その殆どは他の原因による窮民と一括しての救助である。しかし養老目的のものとしては、文久二年八月に天領の住民で八〇歳以上の者へ各三貫文ずつ支給した例があり[3]、また一般窮民救済に含めて見るならば、享保十八丑年二月には、

一此節町々困窮ニ候間、店借地借渡世難成程之者ハ、其地主、家主より地代店賃等当分可致用捨候、米高直之申立ニて、渡世成能きものも困窮人同前ニ申なし、地代店賃不納ものハ、吟味之上急度可申付候、

二月

として、借家の家賃地代猶予といった都市生活者独特の対応も行われている[4]。

一方、明治七年十二月の恤窮規則では、その内務省原案には「一、挙家七拾歳以上ハ各一ヶ年米壱石八斗ツヽ終身給与ノ事」として、家人全員が七〇歳以上の高齢者家庭には各人に年一石八斗を終身支給することが見られたが[5]、細部の訂正削除を受けて成立した時には、年一石八斗の米を七〇歳以上の独身自活不能者に支給するということに後退している[6]。

次に法的責任の軽減に関しては、古代国家の場合、前述の如く、「耆」すなわち六六歳以上のものは不課口として課役が全免されるが、さらに六一歳以上（次丁）の調は正丁の二分の一とすることが規定されるとともに、次丁の調

副物は全免とされたことが推定しうる。[7] また次丁の歳役は正丁の二分の一とされ、[8]「老丁」以上は兵役の該当者から除外されている。これらのほか、刑事法上の優遇措置として、名例律七十以上条などには、年齢に応じて、①七〇～七九歳は、流罪以下の刑は贖を許す。ただし加役流・反逆縁坐流・会赦猶流については配流するが服役を免除する。②八〇～八九歳は、反逆および殺人により死罪に該当する場合は名例律請条の規定する手続きをふみ、天皇の裁決を仰ぐ。強・窃盗および傷害罪については贖を許し、謀反・大逆の縁坐による没官は免除される。[9] ③九〇歳以上は死罪であっても課刑しない。反逆の縁坐による没官については名例律七十以上条を適用しないものの、謀反・大逆の縁坐による没官の免除を規定している。[10] という、様々な規定が設けられている。

これに対し年齢別刑事責任能力を明示した中世法は見ることが出来ない。しかし、幕府法に規定の無いことに関しては律令並びに「時宜」と称する社会的要請に依るべしとして若年者の犯罪を律令の規定に準じて判断すべく具申した法家の意見があるので、[11] 高年者についても同様の処置がとられたかに思えなくもないが、そもそも鎌倉幕府は律の五刑中で死刑以外を継承していないので、[12] 不明と言わざるを得ないのである。[13]

このような幼年者の刑事責任能力を減ずる傾向は江戸期にも継承され、『公事方御定書』[14] には一五歳未満の放火・殺人を遠島に、窃盗は大人より一等減ずるという規定が見られるが、ここでも高年者への特別処置は設けられていない。しかし藩法を見ると、例えば熊本藩では、

一、盗賊条之外余罪ニ而も造意至而不届なるに別段、若一ト通之罪状ニ而、先ハ雑犯ニ類スべき程之者ニ候ハヽ、七十歳未満ニ而も年齢ニ不応、衰老又ハ生来病身等癈疾ニ茂可准者ハ、臨時判断を以笞刑被宥、収贖可被　仰付段、此節御長柄之者尉右衛門僉議ニ相究、以来男女共六十五歳以上之者年齢ニ不応、老衰等之様子相見候分ハ、其趣口書ニ付紙被用候様御穿鑿所え及達置候事、

として、六五歳以上の者については「老衰等之様子」を見極めたうえ、雑犯の類の笞刑を収贖に換刑するなどの臨時

判断を実施していた[15]如くで、地域によって独自の高齢者に対する配慮も存在していたようである。

身体的補助については、律令国家の場合、高齢の自活不能者を近親や地域社会に扶助せしめる規定[16]を設けるのみでなく、「戸令」給侍条に、

凡年八十及篤疾、給侍一人、九十二人、百歳五人、皆先尽子孫、若無子孫、聴取近親、無近親、外取白丁、若欲取同家中男者、並聴、郡領以下官人、数加巡察、若供侍不如法者、随便推決、其篤疾十歳以下、有二等以上親者、並不給侍、

とある如く、「侍丁」と称する看護人を年齢に応じて、八〇歳以上は一人、九〇歳以上に二人、一〇〇歳以上には五人支給しており、この侍丁自身に対しても税法・刑事法ならびに兵役上の各種特典を用意して看護に専心出来る様な体制を整備している。しかしこうした看護人支給制度は当代のみに止まった如くで、中世はおろか近世に於いても見ることは出来ず、ただ地域や家族における相互扶助に委ねるのみで、救小屋の類にしても、自立を援助することを目的に物価高騰や臨時の災害等による窮民の一時収容を行った施設であり、高齢者の収容看護機能は無かったと思われる[17]。また享保七年以来設置された養生所も、看護人のない極貧病人が対象であり、療養の費用は無料とされたものの、収容定員や逗留期間が定められており[18]、貧富とは無関係に年齢のみを考慮して受給権を与えた律令の侍丁制とは大いに異なっていた。

精神的支援については、律令国家は賦役令孝子順孫条に孝子・順孫・義夫・節婦等に対し表彰や復除などを行う規定を設ける[19]などして家族道徳を督励する一方、国司の職掌中にもこれら孝義の者を毎年の属郡巡行に際して発見すべく努めることを掲げており、血縁的相互扶助の精神的背景を醸成する効果があったものと思われる。こうした儒教道徳的孝養の奨励は近世社会においても行われており、前掲文久二年八月の「養老之儀ニ付申渡」でも老人保護精神を謳い上げているのであるが、所詮それが血縁的相互扶助の精神育成と家庭内の秩序維持を図る目的であったことは、古代と変わるところが無く、また明治政府においても、維新直後に掲げた「五榜の掲示」の第一札に「一、人タルモ

ノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事。一、鰥寡孤独癈疾ノモノヲ憫ムヘキ事。（下略）」[20]とある如く、前代の意識をそのまま引き継いだのであった。

（1）延喜太政官式。
（2）『新儀式』第五に、「賑給并施米事。毎年五月、以来塩賑給於京中窮民、上卿先以使差文奏之、条々使領給之後、使注其人数并充給物数等奏之。（下略）」とある。
（3）前掲。
（4）『御触書寛保集成』三十九、飢人御救并施薬養生所等之部、二三七四。
（5）明治七年六月十七日附内務省伺「恤救規則按」。
（6）ただし当該部分については、明治八年七月の内務省達において、「余ノ家人廃疾病老幼ニテ事実難捨置情故アラハ其者共ヘモ救助セシム事モアルヘキ」として、一家複数人救助の規定を復活させている（明治八年七月二日附内務省達乙第四九号「窮民恤救申請調査箇条」（『太政類典』第二編第一三七巻）。
（7）賦役令調絹絁条は調副物賦課基準について、正丁の分しか記していない。
（8）賦役令歳役条。
（9）賊盗律令謀反条。
（10）賊盗律令謀反条。
（11）『吾妻鏡』建長五年二月二十五日条。
（12）石井良助氏『刑罰の歴史』（明石書店）。
（13）なお、こうした幼年者の刑事責任能力について、戦国期の『今川仮名目録』などでは故意の殺人には死刑を課すこととしている。
（14）下巻第七十九条。
（15）天保九年十月附熊本藩御達（『近世藩法資料集成』二）。
（16）「戸令」鰥寡条。
（17）『御触書天保集成』百六、風邪流行ニ付施薬其外養生所等都て御救筋之部、六五八七。
（18）『東京市史稿』救済篇。

(19)「凡孝子、順孫、義夫、節婦、志行聞於国郡者、申太政官奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、有精誠通感者、別加優賞」とある。『続日本紀』天平宝字八年三月己未条には、土師宿禰嶋村が近年の旱魃飢饉に対して私財を投じて飢民十余人を救ったことにつき、勅をもって位一階を授けるとともに、今後、同様の例について所司に実録を提出させ、その内容に応じて授位せしめる旨を明らかにしているが、このように父母への孝養等により報償を受けた例は、六国史中にも随所に見られる。

(20)『法令全書』明治元年。

三

我が古代国家に於いては、高齢者に対し六一歳（のち六〇歳）より段階的に法的責任の軽減を図り、八〇歳以降は身辺看護人を給付し、またこれらと平行して高齢の自活不能者を近親や地域社会に扶助せしめる規定を設け、更に適宜賑給を実施して直接扶助も行っていた。これに対し中世社会では年齢別の高齢者福祉政策を見ることは出来ず、近世でも幕府と各藩では対応が異なり、また時期によって対象年齢も一定せず、甚だしきは九〇歳以上を福祉行政の対象から除外しようとするなど、非生産階層への支援に関する為政者側の責任回避が目立っている。こうした態度は明治以降も継続し、各種の福祉立法が堕民を醸成するとの尤もらしい理由のもとに廃案とされたのであった。(1)

一方、儒教道徳的孝養心わ奨励する動きは、少なくとも戦前まで時代の如何を問わず見られ、高齢であることが尊敬を受けるに足るという価値観を社会に定着させようとしたことは、高齢者自身に対する精神的支援の効果もあったと考えられるが、その本質は、こうした孝養心に基づく相互扶助を家族や地域社会に行わしめ、可能な限り為政者側の経済的負担を軽減せんとしたところにあった。

近年の状況を見ると、道徳的孝養心の強制は既に過去のものとなった一方で、ボランティア活動の浸透により、高齢者に対する福祉の状況は従前に比してより細やかなものになりつつある。しかし、本来行政側において実施すべき

福祉政策の部分までが、社会参加の美名のもとにボランティアの好意に委ねられているとすれば、それは姿を変えた行政の責任回避であり、むしろ、高齢であること自体への尊敬心が表面上はともかく現実に喪失しつつある現代社会は、前代以上の過酷さを秘めているとも考えられよう。

（1）拙稿「公的扶助法前史――明治二十三年の窮民救助法案について――」（『社会福祉研究』三七）。